

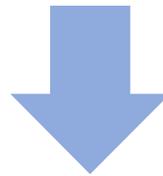
家畜改良増殖法（令和2年改正）等 について

令和2年9月

滋賀県農政水産部畜産課

令和2年度改正の理由

- 平成30年6月に和牛精液・受精卵が不正に国外へ持ち出された。
- 和牛遺伝資源の流通管理の徹底、
知的財産として保護すべきとの社会的要請が高まった。



家畜改良増殖法の一部を改正する法律
(令和2年4月24日公布、令和2年10月1日施行(予定))

相次ぐ牛血統不一致

沖縄県は、県内の全ての家畜人工授精師約300人を対象に立ち入り検査をする。対象には、授精師が精液を記録している台帳、精液の管理状況などを調べる。県内の授精師

全人工授精師立ち入り検査

による誤った種付けで、繁殖農家が出荷した和牛子牛から血統不一致が相次ぎ見つかっていること。4月中にも検査に先駆け、県やJAおきなわ、県家畜改良

沖縄県、今月中にも着手

協会は、授精師に適切な種付け作業を研修や資料送付で指導した。JA畜産課は「授精師の再教育が生産者の安心や和牛への信頼につながる」と話す。血統不一致は、これまで久米島町で23頭、石垣市で3頭見つかったという。関わった授精師は複数あり、多くは作業過程のミスとされている。ただ久米島町では、和牛登記の規程に反した種付け方法を取っていた1人の授精師が手掛けた牛から不一致が複数見つかった

J A おきなわ 安福久の子全頭検査

JAおきなわは、種雄牛「安福久」の子とされる県内の牛全頭を対象に血統の記録が正しいかを検査する。異なる種雄牛の精子を用いて授精させたものが県内で「安福久」の血統牛として流通した

ことを踏まえた。約2000頭が対象。早ければ6月中にも着手する。正しい情報をまとめ、公開することで買手の信頼回復や農家の不安解消につなげる。

県内の農家から「子牛の買手から検査の要望が強く出ている」との声があり、今回の検査を決めた。JAは「農家の不安を軽減する」畜産課のため、県家畜改良協会と連携して調べる。「安福久」を父とする

牛は県内に約3000頭いる。授精師検査などで血統の一致を確認している牛は除く。検査費用(1頭約1万円)は農家負担。JAは負担軽減の仕組みを検討する。県内では、久米島家畜市場のせりに別の種雄牛の血を引く牛が「安福久」の血統として上場される問題が3月に発覚した。人工授精師が和牛登記の規定に反した方法で種付けしていた。5月末までに当該の授精師が扱った牛など3000頭を調べたところ、母牛16頭を含む約30頭で血統不一致が判明している。

県種雄牛精液が流出 海外転売に懸念の声

宮崎県の県種雄牛「耕畜士」などの精液が、不正に県外へ流出していることが、県への取材で分かった。家畜人工授精師が必要な精液証明書を添付せず、7道県の授精師に渡していた。県は当該の授精師4人を家畜改良指導法に基づき9月1年の業務停止処分にした。本来は宮崎県内でしか使えない精液だった。専門家からは、精液が不当に海外へ流出して、なにか懸念する声が出ている。

県によると2016〜18年、授精師の1人が、県内の別の授精師に「酒天白種」のものを精液ストロー約100本

授精師は、このうち約40本を2人の授精師に渡した。そこから北海道などの人工授精師にさらに精液が渡ったという。家畜改良指導法では、証明書を添付して精液を渡さなければならぬとされている。県は「違法性を認識した上で授精師は認

認していた」(家畜防疫対策課)とみる。県は、県種雄牛の精液使用を県内に限っている。管理・供給するのは、県家畜改良事業団。不正流出を防ぐため、11年にはスマートフォンなどを活用して精液の使用状況を随時報告するシステムができた。事業団が供給した精液のうち、不使用のものは在庫扱いになり、使用期限の把握は難しいという。県は「不正な精液は、各授精師の管理システムを見直す必要

がある」と同課。和牛精液の流通に詳しい、神戸大学大学院の大山博一教授は「証明書を添付せずに流出した精液で生まれた子牛を、繁殖もと牛として国内で登記するのは難しい」と指摘。最も懸念されるのは海外流出の可能性だ。と懸念を唱える。農水省は、家畜遺伝資源の不正競争防止法を今年秋に施行予定。精液などを不正に取得、利用した場合の刑事罰化や差し止め・損害賠償の請求権などを盛り込む考え。

家畜改良増殖法のポイント

【法第11条】

獣医師または家畜人工授精師でない者は、家畜人工授精用精液や家畜体内受精卵を採取し、処理し、又はこれを雌の家畜に注入してはならない。

(例外: 学術研究や自家利用)

他者が所有する家畜に家畜人工授精を行う者は

必ず**有資格者**(獣医師または家畜人工授精師)でなくてはなりません。



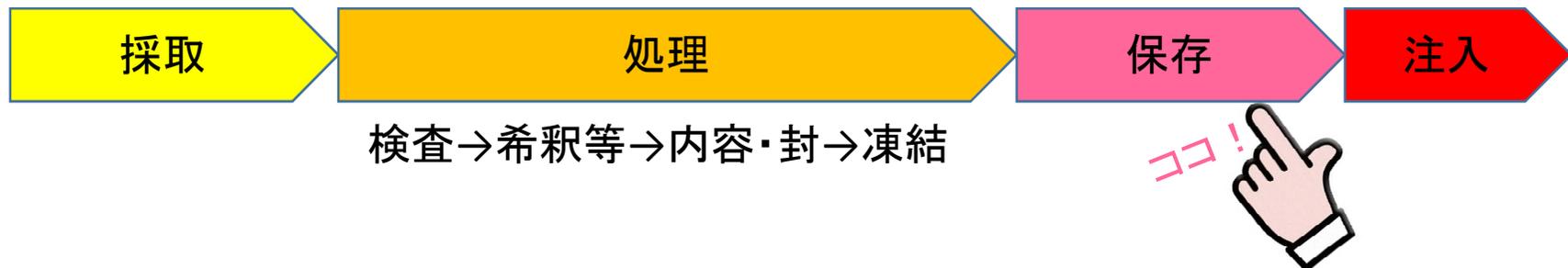
【法第12条】

家畜人工授精所等以外の場所で、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を保存してはならない。

保存とは

凍結精液等の品質を維持し、適正な家畜人工授精等を実施するために必要な行為

(例) 液体窒素ボンベの中で凍結精液を保管する行為など…



保存は獣医師又は家畜人工授精師でなくても実施できるが
場所は家畜人工授精所等でないといけない。

【家畜人工授精用精液】

	採取	処理				保存	注入
		検査	希釈等	収容・封	凍結		
家畜人工授精師	○	○	○	○	○	○	○
獣医師	○	○	○	○	○	○	○
その他	×	×	×	×	×	○	×
実施場所	家畜人工授精所						農場等

【家畜体内受精卵】

	採取	処理			保存	移植
		検査	収容・封	凍結		
家畜人工授精師	×	(×) ※採取した獣医師の指示の下で家畜人工授精師が行う場合は可。	(×)	(×)	○	○
獣医師	○	○ ※採取した獣医師の指示の下で他の獣医師が行う場合は可。	○	○	○	○
その他	×	×	×	×	○	×
実施場所	農場等	家畜人工授精所				農場等

【家畜体外受精卵】

	採取 (卵巣)	処理					保存	移植
		未受精卵 採取	体外授精	検査	収容・封	凍結		
家畜人工授精師	○	○ ※採取した獣医師・家畜人工授精師の指示の下で他の家畜人工授精師が行う場合は可。	○	○	○	○	○	
獣医師	○ ※生体からは 獣医師のみ	○ ※採取した獣医師・家畜人工授精師の指示の下で他の獣医師が行う場合は可。	○	○	○	○	○	
その他	×	×	×	×	×	×	○	
実施場所	と場・農場等	家畜人工授精所					農場等	



【法第14条】

家畜人工授精所等において衛生的に保存されていること
その他の農林水産省令で定める基準に適合しない家畜人工
授精用精液等を譲渡等してはならない。

精液等の識別を明らかにし、品質不良な精液の注入を防ぐために…

- 封が施されていないもの
- 家畜人工授精用精液証明書が添付されていないもの
- 品質不良なもの

の譲渡禁止



譲渡した場合は、譲渡した者に対し、その精液等の回収および廃棄を命じられる場合があります。【法第35条】

保存は家畜人工授精所等でしかできない。

＝家畜人工授精所等でなければ精液の譲渡はできない。

令和元年7月 農林水産省より
家畜人工授精・受精卵移植業務の適正実施について(リーフレット)

(表面)

第 号
家畜人工授精用精液証明書 凍結

精液を採取した種畜	種畜証明書番号	種畜の等級
	名前	
	家畜登録機関名及び登録番号	
	種類及び品種	
精液採取年月日		
種畜飼養者の住所及び氏名又は名称		
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び住所、氏名		

(裏面)

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日
(参考)注入又は体外受精記録	
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県)第 号
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外受精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	
注入を受けた雌畜又は体外受精に係る未受精卵を採取した卵巣と採取した雌畜の名前	
家畜登録機関名及び登録番号	
注入又は体外受精をした年月日	

譲渡、譲受欄が正しく記載されているか要確認。

利用時には、下段にも利用した雌牛の飼養者名等を記載すること。



- 精液や受精卵1本1本に対応した家畜人工授精用精液証明書がないと **雌に注入(移植)も他者への譲渡もできません!**

- 記載漏れや、誤った内容が記載されている証明書には効力がありません。
- 裏面は特に記載漏れ等が起こりやすいため、**改めて記載と内容確認の徹底をお願いいたします。**

※違反すると罰金50万円以下の可能性があります



【法第15条】

様式第13号

獣医師または家畜人工授精師は、家畜人工授精等を行ったときは、遅滞なく、関係する事項を家畜人工授精簿に記録し、5年間保存しなくてはならない。

様式第13号
その二(家畜人工授精用精液証明書)の裏

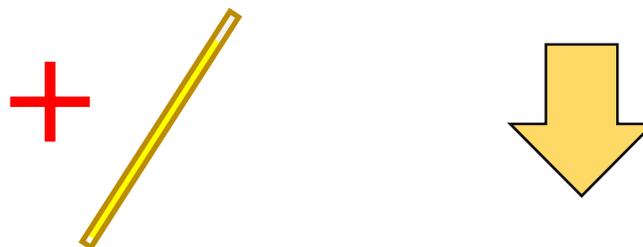
譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日

(参考) 注入又は体外授精記録

獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県)第 号
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵巣を採取した雌畜の名前	
家畜登録機関名及び登録番号	
注入又は体外授精年月日	

家畜人工授精を実施したら、ラベル裏の注入記録に必要事項を記載し、使用した空ストローと一緒にして管理してください。



家畜人工授精簿を正しく記載し、5年間の保存をお願いいたします。記載漏れ、保存していない等の行為は家畜改良増殖法違反です。



令和元年7月 農林水産省より
家畜人工授精簿への正確な記録及び保管(リーフレット)

家畜人工授精簿(抜粋)

注入した雌畜	番 号				
	名 前				
	家畜登録機関名及び登録番号				
	種 類 及 び 品 種				
	毛 色 及 び 特 徴				
	生 年 月 日				
	飼養者の氏名又は名称及び住所				
注入精液	注 入 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	種 畜 の 名 前				
	家畜人工授精用精液証明書番号				
授精証明書	発 行 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	番 号				
子 畜	性				
	生 年 月 日				
摘 要					

様式第十三号
その三(家畜人工授精用精液の注入に関する事項)

- 家畜人工授精を実施したら、**遅滞なくすみやかに家畜人工授精簿に記録してください。**
- 必ず精液証明書とストローは**セット**で保管してください。
- 授精証明書をすぐに交付しない場合は、家畜人工授精簿に**精液証明書を添付**しておいてください。
(裏面が確認できるように)

ストローも一緒に
添付しておくことを
オススメします

精液証明書に対応するストローが
すぐ分かるように管理することが大切です！！

令和元年7月 農林水産省より
 受精証明書及び体内(体外)受精卵移植証明書の適切な交付(リーフレット)



第 号 授 精 証 明 書

種畜	家畜人工授精用 精液証明書番号	名 前	
精液を 注入した 雌畜	名 前		
	家畜登録機関名 及び登録番号		
	種類及び品種		
	毛色及び特徴		
	生 年 月 日		
	飼養者の氏名又は名 称及び住所		
精液注入年月日			

上記のとおり家畜人工授精用精液を雌畜に注入したことを証明する。

年 月 日

獣医師(家畜人工授精師)
 登録番号(免許番号) (県)第 号
 住 所
 氏 名

(家畜人工授精用精液証明書又は精液採取に関する証明書(乙)をここにはり
 付けること。)

様式第17号

- 原則1回の家畜人工授精につき、
1枚の授精証明書を交付してください。
- 授精証明書には実際使用した
精液証明書とストローを添付してください。
 (証明書の裏面が確認できるように)

様式第17号

例えば・・・

1回目の人工授精→不受胎

2回目の人工授精→不受胎

3回目の人工授精→**受胎**

の場合

授精証明書は**3**枚交付されます。



【法第17条、19条、26条】

家畜人工授精師免許について、家畜改良増殖法や家畜伝染病予防法等に違反し、罰金を科せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者を絶対的欠格事由とする。

家畜人工授精所の開設許可の欠格事由について、厳格化する。

今までは、家畜人工授精師免許を与えないことができるという規定(相対的欠格事由)はあったが、絶対的欠格事由はなかった。

今回の改正により、家畜改良増殖法や家畜伝染病予防法に違反すると、

- 家畜人工授精師免許の取り消し、業務の停止
 - 家畜人工授精所開設許可の取り消し、使用の停止
- が命じられる可能性がある。



□ 家畜人工授精師免許について

絶対的欠格事由 (免許を与えない)	相対的欠格事由 (免許を与えないことができる)
<p>① 家畜改良増殖法、家伝法、薬機法、獣医師法、獣医療法、家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p>	<p>① 心身の障害により家畜人工授精師の業務が適正に行うことができない者</p> <p>② 麻薬・大麻の中毒者</p> <p>③ 絶対的欠格事由にある家畜改良増殖法以外の法令に違反し、罰金以上の刑に処せられた者</p> <p>④ 家畜改良増殖法又はその命令に違反した者</p>

□ 家畜人工授精所開設許可について

絶対的欠格事由 (許可を与えない)	相対的欠格事由 (許可を与えないことができる)
<p>① 申請に係る施設が、必要な構造、設備及び器具を備えていない場合</p> <p>② 開設者が、家畜改良増殖法、家伝法、薬機法、獣医師法、獣医療法、家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>③ 開設者が法人であって、役員または使用人が②である場合</p>	<p>① 申請に係る施設の場所が風紀上不適切である場合</p> <p>② 開設者が、絶対的欠格事由にある家畜改良増殖法以外の法令に違反し、罰金以上の刑に処せられた場合</p> <p>③ 開設者が、家畜改良増殖法又はその命令に違反した場合</p> <p>④ 開設者が法人であって、役員または使用人が②・③いずれかである場合</p>



【省令第33条、第34条】

都道府県知事は開設許可を出した家畜人工授精所に対して
家畜人工授精所の開設の許可証を交付する。

家畜人工授精所の開設者は、家畜人工授精所内に、
家畜人工授精所の開設の許可証を備え置かなければならない。

家畜人工授精所の開設の許可証に掲げる事項

- ✓ 家畜人工授精所の管理番号
- ✓ 開設の許可の年月日
- ✓ 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称
- ✓ 家畜人工授精所の名称及び所在地
- ✓ 家畜の種類及びその業務の別

事項に変更が生じたら
→許可証の書き換え交付

許可証を失くした、汚したら
→許可証の再交付

を申請してください。

様式第23号



【法第25条】

様式第21号、22号

家畜人工授精所の名称等を変更したときは、**変更の日から30日以内**に都道府県知事に届け出なければならない。
家畜人工授精所を**廃止、休止、再開**しようとするときは、**その日の1月前**までに都道府県知事に届け出なければならない。

変更したら届出が必要な事項

- ✓ 家畜人工授精所の開設者(所有者)の氏名(名称)及び所在地
- ✓ 家畜人工授精所の名称及び所在地
- ✓ 家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名及び住所
- ✓ 家畜の種類及びその業務の別
- ✓ 家畜人工授精所の構造、設備及び器具
- ✓ 家畜人工授精所の開設者が法人の場合、役員の名氏及び住所

※家畜人工授精所を廃止、休止したら許可証を返納してください。

届出？新規申請？

● 変更届出でOK

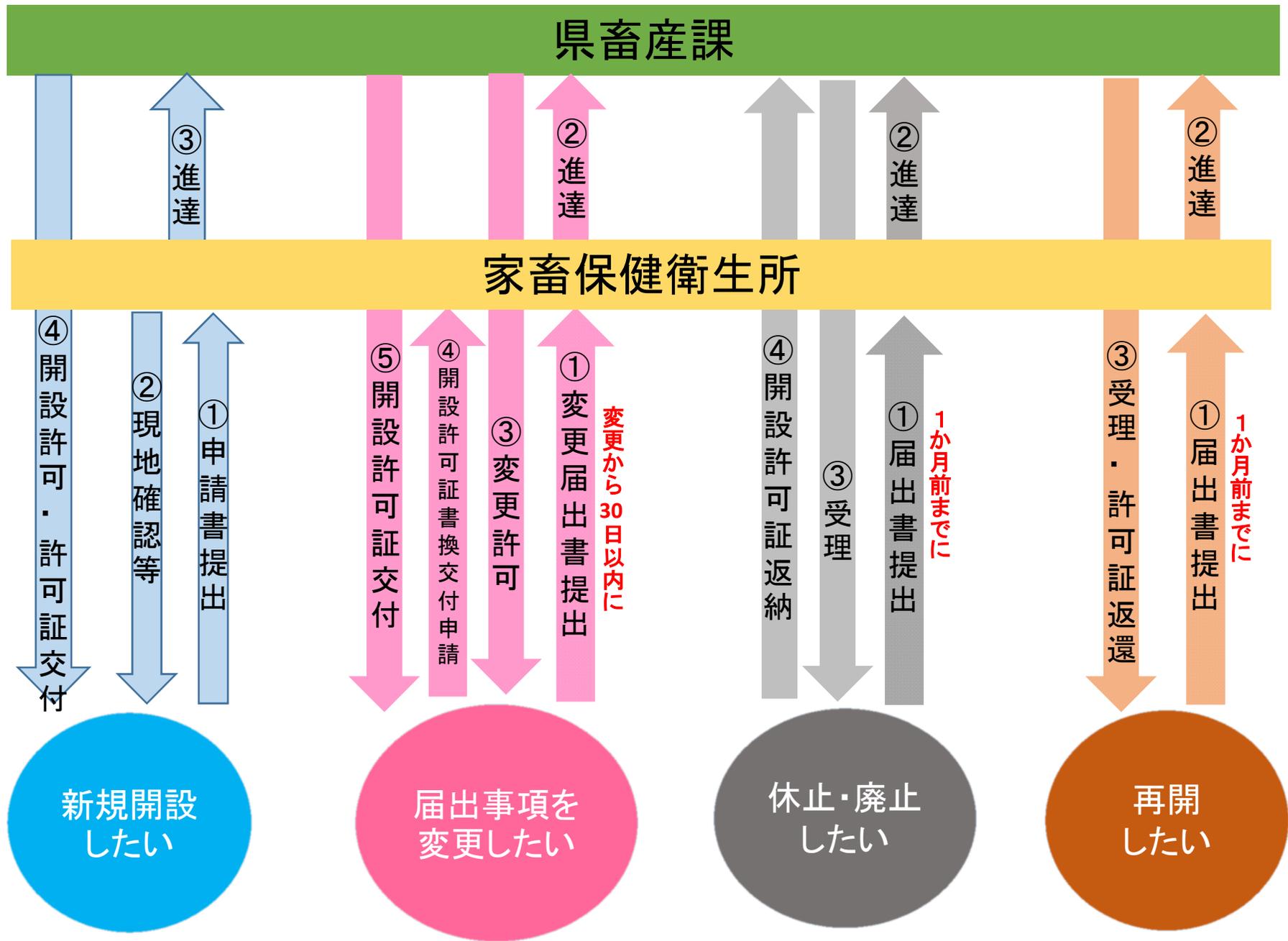
- ✓ 開設者は同一人物だが、苗字等が変更になった。
- ✓ 家畜人工授精所の場所に変更ないが、合併等で市町名が変わった。
- ✓ 農協の代表が開設者で、人事異動等で代表者が変更になった。
(=軽微な変更)

● 新規開設届が必要

- ✓ 開設者が変更になった。(別人)
- ✓ 家畜人工授精所の所在地自体が変更になった。
- ✓ 開設者が死亡した。
(開設許可の相続は不可能)

その他、届出が必要かどうか分からない場合は
滋賀県農政水産部畜産課 までお問い合わせください。
TEL 077-528-3853 (担当:西村(奈))







【法第32条】

農林水産大臣は、高い経済的価値を有するなどにより、特に適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等を特定家畜人工授精用精液等として指定することができる。

特定家畜人工授精用精液等の指定は、告示で定めます。

和牛を基本として指定する品種を検討します。

※特定家畜人工授精用精液等の容器(ストロー)に表示しなければいけないもの
精液の場合・・・種雄牛の名称、採取年月日
受精卵の場合・・・採取した家畜人工授精所の管理番号、受精卵証明書番号、
採取の要した雌の家畜の名前など



【法第32条】

農林水産大臣は、特定家畜人工授精用精液等にかかる規制に違反した獣医師、家畜人工授精師、家畜人工授精所の開設者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

【法第34条】

農林水産大臣は、特定家畜人工授精用精液等に関する規定の施行に必要な限度において、関係者から必要な事項の報告を求めることができる。(=報告徴収)

新たな規制等(容器への表示、譲渡等記録簿の記録)について、

- 違反した獣医師、家畜人工授精師、家畜人工授精所の開設者に対し、
農林水産大臣が、是正措置をとるべきことを命じることができるものとした。
- 施行に必要な限度において、
種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、人工授精師、家畜の生産者、その他関係者から
必要な事項の報告徴収を求めることができるものとした。

※是正命令、報告徴収に違反すると、罰金50万円以下の可能性があります。



新

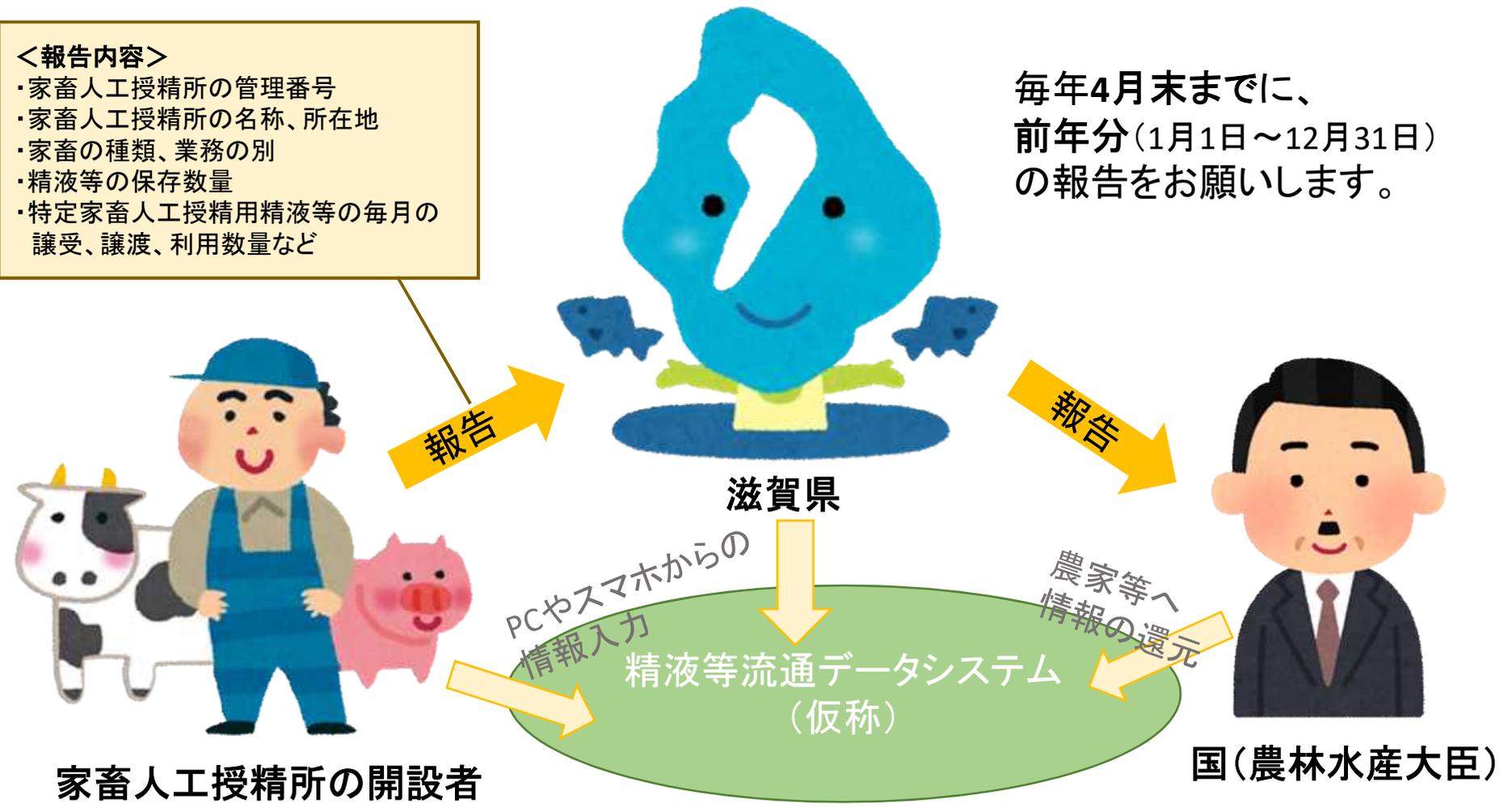
様式第28号、29号

【法第34条】

家畜人工授精所の開設者は、毎年、運営状況を都道府県知事に報告しなければならない。

- ＜報告内容＞
- ・家畜人工授精所の管理番号
 - ・家畜人工授精所の名称、所在地
 - ・家畜の種類、業務の別
 - ・精液等の保存数量
 - ・特定家畜人工授精用精液等の毎月の譲受、譲渡、利用数量など

毎年4月末までに、
前年分(1月1日～12月31日)
の報告をお願いします。



家畜人工授精所の開設者

滋賀県

国(農林水産大臣)



家畜遺伝資源に係る不正競争
の防止に関する法律(知財新法)
について

新法制定の背景

- 平成30年6月に和牛精液・受精卵が不正に国外へ持ち出された。
- 遺伝資源の**不正競争**を規制する法律がなかった。

騙し取る、盗むこと
不正に入手したものを使用すること
契約を守らないこと

…等



家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律
(令和2年4月24日公布、令和2年10月1日施行(予定))

知財新法の概要

- 不正競争行為の定義

詐欺などによって騙し取ること

不正に入手した家畜遺伝資源を使用、譲渡すること・・・など

- 不正競争への民事的な救済措置を整備

差止請求、損害賠償請求、信用回復措置を規定

- 罰則の導入

☆対象：特定家畜人工授精用精液

差止請求・損害賠償の対象

①盗んだり騙したりして手に入れた場合



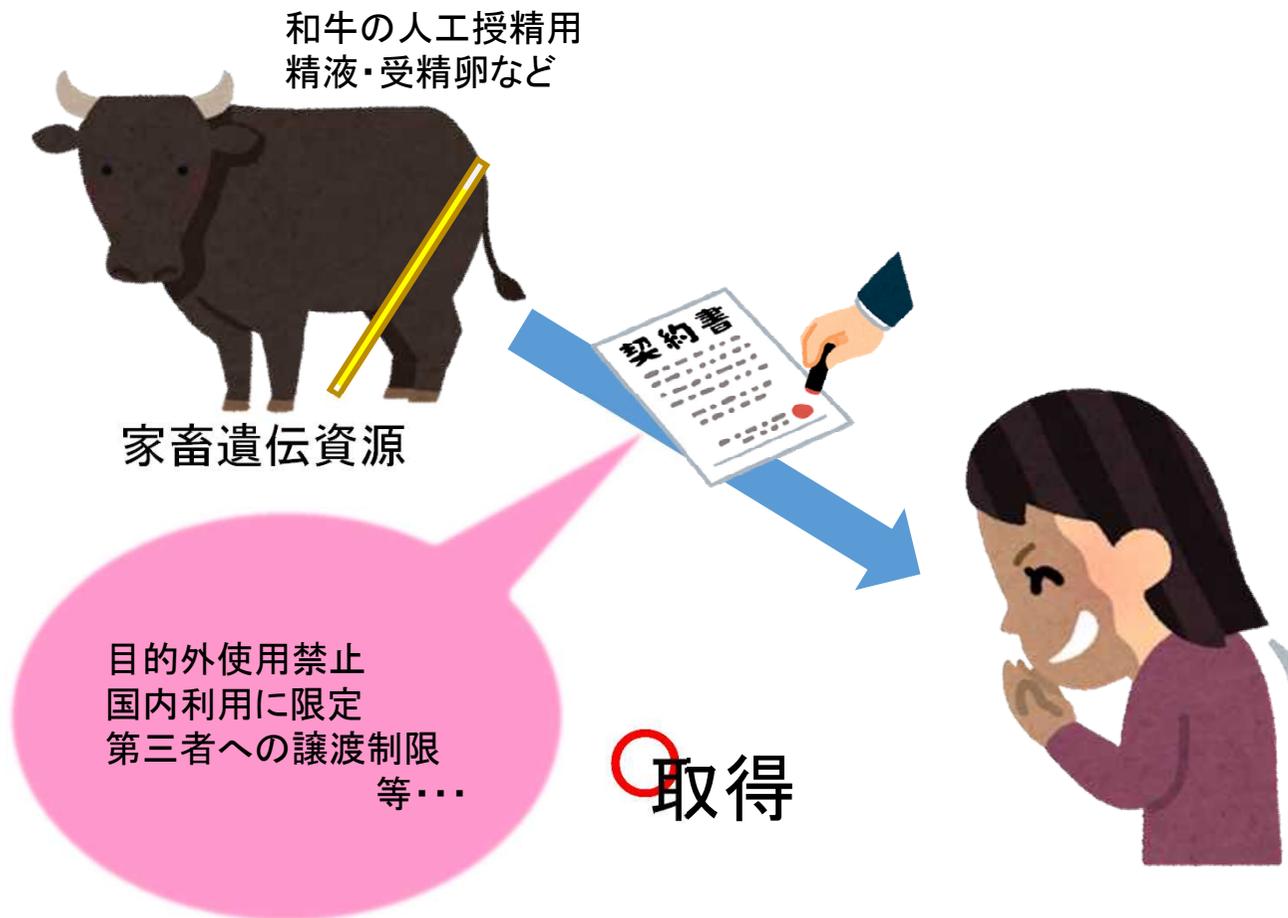
差止請求・損害賠償の対象

②業務委託を受けたが、自分のものにした場合



差止請求・損害賠償の対象

③契約の範囲外のことをした場合



転得者×

契約範囲外の...

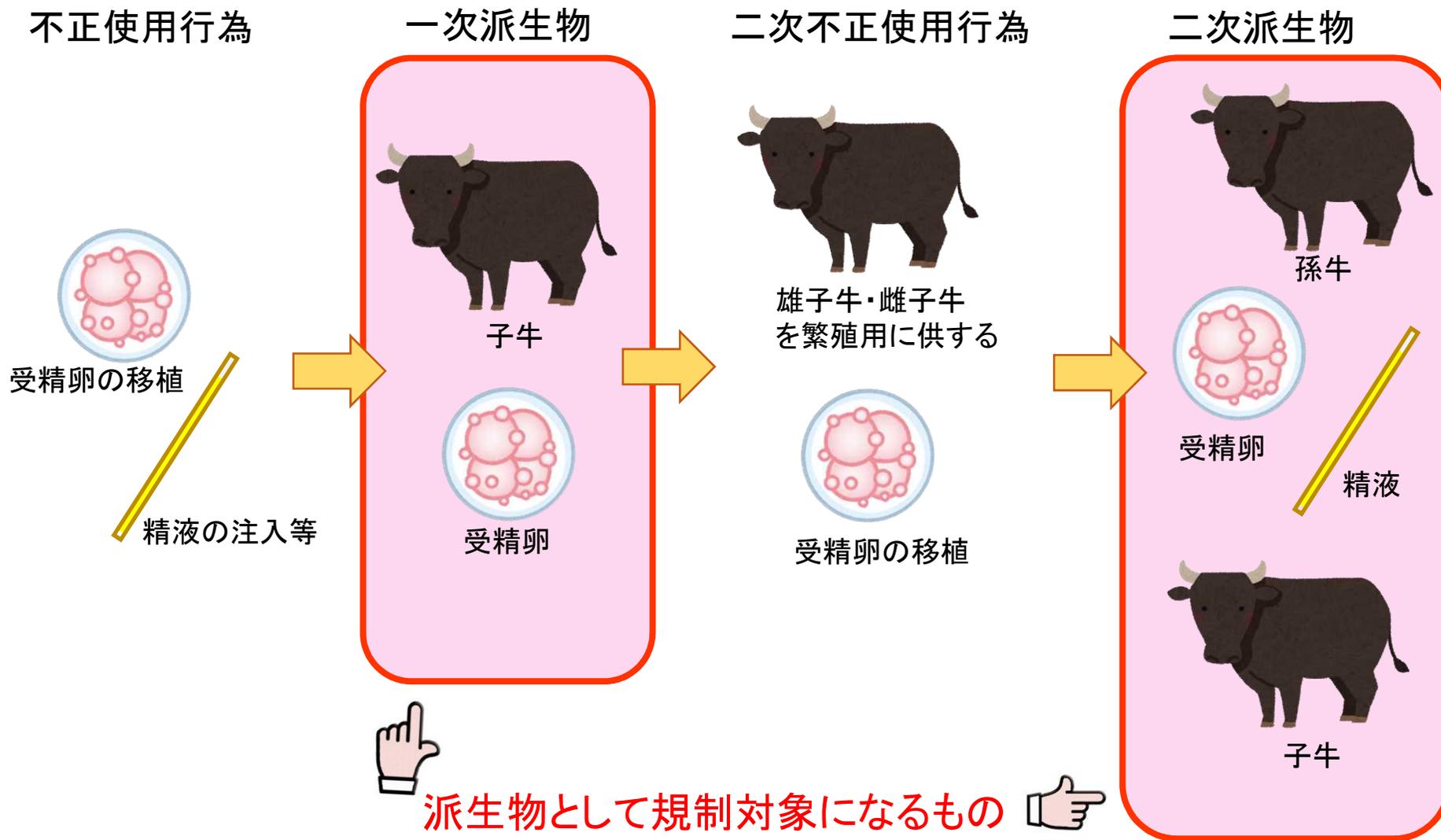
譲渡×

輸出×

使用×



不正使用により生産された子牛等への規制



家畜人工授精用精液等譲渡契約約款 について

譲渡契約約款の整備を進める背景

- 知財新法により契約等により使用の目的等を制限されている精液・受精卵については差し止め請求などが可能になった。
- 大手家畜人工授精所では契約の整備が完了しており、第三者へ譲渡する際には同様の契約の締結を義務付けている。
- 国からの通知(令和元年9月30日付け元生畜第814号)により、県から家畜人工授精所等へ契約の締結をお願いしているところ。

譲渡契約のイメージ

大手家畜人工授精所(家畜改良事業団など)



滋賀県畜産振興協会



県内家畜人工授精所

畜産農家



畜産農家 

＜契約の内容＞

- 家畜改良増殖法の遵守
- 日本国外への持ち出し禁止
- 日本国内での肉用牛の生産、改良の目的以外での使用禁止

- 第三者に譲り渡す場合は、同様の契約内容を義務付けなくてはならない

末端の精液利用者(畜産農家等)まで契約がいきわたる

※一度契約を締結すれば、その後定期的な契約更新などは必要ありません。

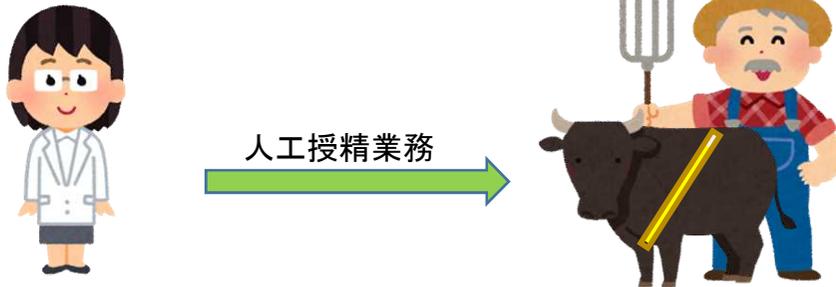
契約が必要な場合

=所有権が移動する場合



家畜人工授精師が所有している精液を、
畜産農家の牛へつける場合

契約が不要な場合



畜産農家が所有している精液を、
当該畜産農家の牛へつける場合



所有している精液を、所有権の移動なしで、
保管のみ委託する場合

※別に保管業務委託契約を結ぶことをお勧めします。

お問い合わせ先

滋賀県農政水産部畜産課 （担当 西村）

TEL:077-528-3853 FAX:077-528-4883

Mail:ge00@pref.shiga.lg.jp

ご清聴ありがとうございました。
法改正に伴い、色々な制度が追加されたり変更されたりしました。
皆様にはご不便やご面倒をおかけすることもあるかと思いますが、なるべく負担をおかけしないよう、県としてもサポートさせていただきたいと思っております。
滋賀県の遺伝資源の適正な流通のため、ご協力をよろしくお願いいたします。

